

岐阜県公報

第二千八百三十三号
平成二十九年三月二十四日

(金曜日)

市街地再開発組合の事業計画の変更認可

(都市整備課) 一七四

目次

告示

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

有害興行の指定

総合特別区域法に基づく指定法人の指定

総合特別区域法に基づく指定法人の指定の変更

平成二十九年年度臨時種畜検査の期日、場所等

道路の区域変更

道路の供用開始

土砂災害警戒区域の指定解除

土砂災害特別警戒区域の指定解除

土砂災害警戒区域の指定

土砂災害特別警戒区域の指定

公示

平成二十九年年度調理師試験の実施

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

県営土地改良事業の変更計画の決定

公共測量の終了

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

関都市計画の図書の縦覧

(環境管理課) 一六四ハシ

(私学振興・青少年課) 一六四

(航空宇宙産業課) 一六四

(同) 一六五

(畜産課) 一六五

(道路維持課) 一六五

(同) 一六五

(砂防課) 一六六

(同) 一六七

(同) 一六七

(同) 一六八

(生活衛生課) 一六八

(商業・金融課) 一六九

(同) 一六九

(農地整備課) 一七〇

(用地課) 一七〇

(技術検査課) 一七一

(都市政策課) 一七二

(同) 一七四

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日)
(休日に当たる)
(ときは翌日)

平成二十九年三月二十四日

告 示

岐阜県告示第百四十一号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項の規定により、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年環境庁告示第五十九号。以下「環境庁告示」といふ。）別表二に掲げる類型をこぎ、以下同じ。）をそれぞれ別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間をそれぞれ同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

平成二十九年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 謙

別表

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

水域	該当類型	達成期間	備 考
粕川（全域）	生物 A	直ちに達成	揖斐川水域
根尾川上流（山口頭首工より上流）	生物 A		
根尾川下流（山口頭首工より下流）	生物 B	直ちに達成	揖斐川水域
三水川（全域）	生物 B		
牧田川上流（広瀬橋より上流）	生物 A	直ちに達成	揖斐川水域
牧田川下流（広瀬橋より下流）	生物 B		
杭瀬川（全域）	生物 B	直ちに達成	揖斐川水域
相川（全域）	生物 B		
水門川（全域）	生物 B	直ちに達成	揖斐川水域
津屋川（全域）	生物 B		

備考 該当類型の分類は、環境庁告示別表2の1の(1)河川（湖沼を除く。）イの表の類型を示す。

岐阜県告示第百四十一号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十九年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 謙

1 指定興行

種 類	題 名	等	配給会社名等
映 画	性善リバーサイド ふたりでイこう		オーピー映画
	覚めない夢		伊 藤 希 紗
	大阪お天気娘 半熟美尻コチ返し！		オーピー映画
	欲情旅館 したけりゃおいで		新 東 宝 映 画
	フイフナイ・シエイス・ターカー (原題) FIFTY SHADES DARKER		東 宝 東 和

2 指定年月日

平成29年3月24日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第百四十三号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十六条第一項に規定する指定法人として次のように指定したので、総合特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第三十九号）第十七条第十項の規定により告示する。

平成二十九年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 謙

名 称	主たる事業所の所在地	指定年月日	指定有効期限
ナフテスコ株式会社	東京都千代田区平河町二丁目七番九号	平成二六・三・三	平成二〇・三・三
鳥羽工業株式会社	各務原市各務おがせ町九丁	平成二六・二・八	平成二〇・三・三

目二六〇番地	東京都中野区本町二丁目三番二号	平成二九・二・二四	平成三〇・三・三
--------	-----------------	-----------	----------

岐阜県告示第四百四十四号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十六条第一項の規定により指定した指定法人について、次のとおり変更があったので、総合特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第三十九号）第十七条第十項の規定により告示する。

平成二十九年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	指 定 有 効 期 限	
			変 更 前	変 更 後
名北工業株式会社	美濃加茂市蜂屋台二丁目八番地一	平成二七・九・二四	平成二六・三・三	平成三〇・三・三
株式会社水野鉄工所	岐阜市芥見嵯峨一丁目一五〇番地	平成二六・五・三	平成二六・三・三	平成二九・五・三〇

岐阜県告示第四百四十五号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定により平成二十九年臨時種畜検査の期日、場所等を次のとおり定めたので、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林水産省令第九十六号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十九年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

検査の期日	検査場所	検査の種類
平成二九・四・一七	下呂市小坂町小坂町二〇七	肉用牛の臨

有限会社A5ファーム

時検査

岐阜県告示第四百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延 長 （メートル）	備 考
県道	下肥 石田線	土岐市下石町字西山三〇四番二一―地先から同市同町字同三〇四番三二―地先まで	A	一六〇 七三〇	一、七七・〇	係は及 B A 間 の表示 する敷 地の区 分をい う。多 治見恵 那土岐 南多治 見多治 と一部 重用
		土岐市下石町字西山三〇五番二―地先から同市同町字同三〇四番三二―地先まで	B	七五 一八九・五	四、四八・〇	
		同市同町字同三〇四番三二―地先まで	後B	七五 一八九・五	四、四八・〇	

岐阜県告示第四百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は告示年月日)
白川呂線						
			下呂市門和佐字萱場一八三九番地先から同市同字大野二二三〇番六地先まで	一九七〇	平成二九・三・二四	平成二六・一・一五

岐阜県告示第四百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は告示年月日)
岐阜原線						
			安八郡神戸町大字丈六道字村西五二番一地从先から同郡同町大字同字向田一七一番二地先まで	五〇三〇	平成二九・三・二五	平成二六・八・二〇

岐阜県告示第四百四十九号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第三百三十三号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下村2	揖斐川町小津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県揖斐土木事務所及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百十号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第六十五号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
香六	揖斐郡揖斐川町春日香六	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中山2	揖斐郡揖斐川町春日中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

浅鳥谷	揖斐郡揖斐川町上野	次の図のとおり	土石流
-----	-----------	---------	-----

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県揖斐土木事務所 所及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百五十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第百三十七号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下村2	揖斐川小津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県揖斐土木事務所 所及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百五十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第百六十六号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
香六	揖斐郡揖斐川町春日香六	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中山2	揖斐郡揖斐川町春日中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浅鳥谷	揖斐郡揖斐川町上野	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県揖斐土木事務所 所及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百五十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下村2	揖斐郡揖斐川小津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
香六	揖斐郡揖斐川町春日香六	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中山2	揖斐郡揖斐川町春日中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浅鳥谷	揖斐郡揖斐川町上野	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県揖斐土木事務所 所及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百五十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作ると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下村2	揖斐郡揖斐川小津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
香六	揖斐郡揖斐川町春日香六	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中山2	揖斐郡揖斐川町春日中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県揖斐土木事務所及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

平成二十九年調理解師試験の実施

調理解師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第三条の二第一項に規定する調理解師試験を次のとおり実施します。

なお、試験の実施に関する事務は、調理解師法第三条の二第二項の規定により、指定試験機関である公益社団法人調理解技術技能センターが行います。

平成二十九年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験期日

平成二十九年十月十四日（土）

二 試験場所

次の会場のうち公益社団法人調理解技術技能センターが指定する場所

第一会場 岐阜市柳戸一番一 岐阜大学

第二会場 多治見市十九田町二丁目八番地 パロー文化ホール

第三会場 高山市上岡本町七丁目四六八番地 飛騨総合庁舎

第四会場 岐阜市則松一丁目三四番地一 岐阜刑務所

第五会場 羽島郡笠松町中川町二三 笠松刑務所

三 試験科目

公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論、食文化概論

四 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者又は調理解師法附則第三項の規定により学校教育法第五十七条に規定する者とみなされた者（以下「学校教育法第五十七条に規定する者等」という。）で多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理解師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第四条各号に掲げるものにおいて二年以上調理の業務に従事したもの

五 受験手続

試験を受けようとする者は、受験申請書に次の書類を添えて、公益社団法人調理解技術技能センター調理解師試験担当（〒〇三〇〇〇二二 東京都中央区日本橋堀留二丁目八番五号JACCビル五階）に提出してください。

なお、平成二十四年度以降の岐阜県の調理解師試験を受験したことがある者については、受験票の添付により1及び2の書類の提出を省略できます。

郵送により提出する場合は、申請用封筒に申請書類一式を封入のうえ、公益社団法人調理解技術技能センター調理解師試験担当まで簡易書留で郵送してください。

1 調理業務従事証明書

なお、証明者が個人の場合は、印鑑登録証明書（発行後六月以内の原本）を添付してください。

2 学校教育法第五十七条に規定する者等であることを証する書類（氏名に変更があった者は、氏名の変遷が分かる出願前六月以内に作成した本人の戸籍抄本（必要がある場合は除籍抄本等）原本を添付してください。）

3 受験票・写真台帳

写真は、出願前六月以内に正面から撮影した縦四センチメートル、横三センチメートルのもので、無帽、上半身のものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載してから貼付してください。

4 受験票送付用封筒

六 受験申請書の受付期間

平成二十九年五月十五日(月)から同年六月二十六日(月)まで。なお、郵送による場合は、同年五月十五日(月)から同年六月二十六日(月)までの消印のあるものに限り受け付けます。

七 受験申請書の配布期間及び配布場所等

1 配布期間

平成二十九年五月十五日(月)から同年六月二十六日(月)まで

2 配布場所等

県の各保健所(保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ)、岐阜市保健所、岐阜県健康福祉部生活衛生課及び公益社団法人調理技術センターにおいて配布します。

郵送により受験申請書を請求する場合は、宛先を明記して二四〇円分の切手を貼った返信用封筒(角型二号)を同封のうえ、封筒の表に「岐阜県調理師試験受験申請書希望」と明記し、公益社団法人調理技術センターに請求してください。郵送による請求は、平成二十九年五月十五日(月)から同年六月十六日(金)までの期間に到着したものに限り受け付けます。

八 受験手数料

六千円(払込取扱票にて受験手数料を納入後、金融機関の領収印が押された領収証書を「五三受験票・写真台帳」の裏面に貼付してください。)

九 合格判定

原則として全科目の合計得点が満点の六割以上であるものを合格とします。ただし、一科目でも得点が該当科目の平均点を著しく下回る場合は、不合格とします。

十 合格発表の日時等

平成二十九年十一月三十日(木)午前十時に公益社団法人調理技術センターのホームページに掲載するほか、岐阜県庁、県の各保健所、岐阜市保健所及び公益社団法人調理技術センターに掲載して発表を行うとともに、合格者に合格通知書を交

付します。

十一 その他

- 1 受験手数料は、申込みを取り消した場合でも返還できません。
- 2 試験について不明な点は、公益社団法人調理技術センター調理師試験担当(電話〇三 三六六七 一八一五)に問い合わせてください。

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十九年三月二十四日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

AOKI岐阜県庁前本店

岐阜市藪田東一丁目一番六 外

二 意見の概要

岐阜市長の意見

騒音の対策について

・ 駐車場における自動車走行音及び早朝の荷捌き作業音の低減に配慮してください。

・ 空調等の騒音、振動等で近隣の生活環境を悪化させないよう配慮してください。

(届出事項 新設)

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第四項により同法第六条第二項による届出とみなし次のとおり公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年三月二十四日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十九年三月十四日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社トミダヤ

三 建物の名称及び所在地

トミダヤ結店

安八郡安八町東結芝原北一〇〇 外

四 変更しようとする事項

駐車場の収容台数

(変更前) 駐車場 外一か所 百四十二台

(変更後) 駐車場 外一か所 六十四台

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
東白川地区	東白川村役場	平成二九・四三・二二～二四

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量（岐阜県共有空間データ作成）

三 作業期間

平成二十八年七月一日から
平成二十九年三月十日まで

四 作業地域

岐阜県内

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
岐阜市
- 二 作業種類
公共測量（用地測量）
- 三 作業期間

四 作業地域

平成二十八年十一月十一日から
平成二十九年二月二十七日まで
岐阜市

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）（第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成二十八年九月三十日	株式会社 SKIL L・K	代表取締役 梶野 光信	安八郡安八町大森四一三二	般二十四二〇〇九四四	建築、大工及び管工事業
平成二十九年一月十八日	ヒルムタ興業株式会社	代表取締役 蛭牟 田悟	大垣市綾野二丁目二七番地	般二十七五五九〇	造園工事業
平成二十九年一月十八日	モリ電工	森博樹	大垣市昼飯町二二三一	般二十七二〇一〇五五	電気工事業
平成二十九年一月二十日	鈴村電気商会	鈴村定	恵那市長島町久須見一〇〇七六	般二十七一五〇九四	電気工事業
平成二十九年一月二十五日	ハヤシ建設	林祐樹	瑞浪市日吉町七五四〇番地の六一	般二十七六〇〇六一九	大工及びとび・土工事業
平成二十九年一月三十日	名倉塗装	加藤安夫	関市上之保一六七番地一	般二十三一四三〇六	塗装工事業

平成二十九年二月三日	日比造園	日比昭吾	養老郡養老町小倉二四番地の二	般二十八二〇〇〇二〇	造園工事業
平成二十九年二月七日	大信土木株式会社	代表取締役 大橋 信之	大垣市静里町七三三番地一	特二十六一一二二三六	建築工事業
平成二十九年二月八日	株式会社 アルプスロード	代表取締役 山下 誠	郡上市高鷲町鮎立二二二二番地一	般二十五四五〇三三八	土木、建築及び・土工、石、鋼構造物、舗装、しゅんせつ及び水道施設工事業
平成二十九年二月九日	株式会社 タツケンホーム	代表取締役 加藤 竜徳	可児市矢戸北屋敷一九七番	般二十八五〇〇六三二	屋根及びタイル・れんが・ブロック工事業
平成二十九年二月十三日	尾内工業	尾内剛	岐阜市西川手七二八七二ジュール七二八八〇二号室	般二十六一〇二二七二	とび・土工事業
平成二十九年二月十三日	有限会社 中島重機	代表取締役 中島 進一	中津川市手賀野七三四番地の六	般二十八七〇〇一八八	建築工事業
平成二十九年二月十九日	岩井重機	岩井孝道	各務原市三井町五丁目四〇番地	般二十三一一三七七	土木及びとび・土工事業
平成二十九年二月二十一日	有限会社 イグチ工業	代表取締役 井口 文雄	高山市下岡本町九九二番地	般二十七九二九〇	建築、管及び水道施設工事業
平成二十九年二月二十三日	日装工業株式会社	代表取締役 佐藤 恵子	岐阜市野一色二丁目一番六号	般二十六四〇四二一	土木、大工、左官とび・土工、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、舗装、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、熱絶縁

平成二十九年三月二十二日	東海公營 事業株式 会社	代表取締役 田中 剛	岐阜市六条大 溝四丁目一三 番六号	般二十六 一〇二三四	及び建具工業業 電気工業業
--------------	--------------------	---------------	-------------------------	---------------	------------------

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十九年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

岐阜市

二 調査を行った地域

岐阜県岐阜市金岡町、玉姓町二丁目、玉姓町三丁目、金宝町三丁目、金宝町四丁目、神明町一丁目、神明町二丁目、高野町四丁目、高野町五丁目、高野町六丁目及び高野町七丁目の全部並びに金町五丁目、金町六丁目、金町七丁目、金町八丁目、徹明通三丁目、徹明通四丁目、長住町五丁目、長住町六丁目、真砂町十一丁目、真砂町十二丁目の一部（駅北 第五）

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成十九年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県岐阜市金岡町、玉姓町二丁目、玉姓町三丁目、金宝町三丁目、金宝町四丁目、神明町一丁目、神明町二丁目、高野町四丁目、高野町五丁目、高野町六丁目及び高野町七丁目の全部並びに金町五丁目、金町六丁目、金町七丁目、金町八丁目、徹明通三丁目、徹明通四丁目、長住町五丁目、長住町六丁目、真砂町十一丁目、真砂町十二丁目の一部の地籍図

岐阜県岐阜市金岡町、玉姓町二丁目、玉姓町三丁目、金宝町三丁目、金宝町四丁目、神明町一丁目、神明町二丁目、高野町四丁目、高野町五丁目、高野町六丁目及び高野町七丁目の全部並びに金町五丁目、金町六丁目、金町七丁目、金町八

丁目、徹明通三丁目、徹明通四丁目、長住町五丁目、長住町六丁目、真砂町十一丁目、真砂町十二丁目の一部の地籍簿
五 認証年月日
平成二十九年三月二十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十九年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

関市

二 調査を行った地域

岐阜県関市下之保の一部（和園 ・ 中家 ・ 仲屋敷）

三 調査を行った期間

平成十四年度から平成二十七年まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県関市（下之保の一部）の地籍図
岐阜県関市（下之保の一部）の地籍簿
五 認証年月日
平成二十九年三月二十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十九年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

加茂郡坂祝町

二 調査を行った地域

岐阜県加茂郡坂祝町黒岩の一部（黒岩・深萱）

三 調査を行った期間

平成二十六年から平成二十七年まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県加茂郡坂祝町黒岩の一部の地籍図

岐阜県加茂郡坂祝町黒岩の一部の地籍簿

五 認証年月日

平成二十九年三月二十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十九年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

加茂郡白川町

二 調査を行った地域

岐阜県加茂郡白川町大字切井の一部（切井）

三 調査を行った期間

平成二十五年から平成二十八年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県加茂郡白川町（大字切井の一部）の地籍図

岐阜県加茂郡白川町（大字切井の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十九年三月二十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十九年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

加茂郡東白川村

二 調査を行った地域

岐阜県加茂郡東白川村大字神土の一部（平）

三 調査を行った期間

平成二十六年から平成二十八年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県加茂郡東白川村（大字神土の一部）の地籍図

岐阜県加茂郡東白川村（大字神土の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十九年三月二十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十九年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

加茂郡東白川村

二 調査を行った地域

岐阜県加茂郡東白川村大字神土の一部（平）

三 調査を行った期間

平成二十七年 度から平成二十八 年度まで
地図及び簿冊の名称

四 岐阜県加茂郡東白川村（大字神土の一部）の地籍図
岐阜県加茂郡東白川村（大字神土の一部）の地籍簿
認証年月日
平成二十九年三月二十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十九年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

加茂郡東白川村

二 調査を行った地域

岐阜県加茂郡東白川村大字越原の一部（黒淵）

三 調査を行った期間

平成二十六年 度から平成二十八 年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県加茂郡東白川村（大字越原の一部）の地籍図
岐阜県加茂郡東白川村（大字越原の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十九年三月二十四日

関都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

関都市計画市場

一号 中濃公設地方卸売市場

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び関市建設部都市計画課

関都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

関都市計画社会福祉施設

一号 老人福祉センター

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び関市建設部都市計画課

市街地再開発組合の事業計画の変更認可

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において読み替えて準用する同法第十九条第一項の規定により公示する。

平成二十九年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 市街地再開発組合の名称
大垣駅南街区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
平成二十四年十月十二日から
平成二十九年十一月三十日まで
- 三 施行地区
事業計画書において表示するとおり
- 四 事務所の所在地
大垣市宮町一丁目一番
- 五 設立認可の年月日
平成二十四年十月十二日
- 六 変更の内容
事業施行期間、資金計画及び添付図書（事業計画書において表示するとおり）
変更認可の年月日
平成二十九年三月二十四日
- 七 変更認可の年月日
平成二十九年三月二十四日

